農業委員会だより

"News from agricultural committee"

第45号
令和２年９月発行
編集・発行
帯広市農業委員会
だより編集委員会
TEL 0155-65-4224
FAX 0155-23-0160

咲き誇るジャガイモの花（愛国町）

目　次

農地転用は許可が必要です ……P 2
農業委員会の活動報告 ……P 3
農家のための農業者年金 ……P 4
農地の相続税・贈与税の納税猶予について …P 5
農業年金を受給されている方へ ……P 5
農業者結婚推進協議会の活動報告……P 6
編集後記 ……P 6

新型コロナウイルス感染症と共生していくための
新　し　い　生　活　様　式

感染させない・感染広げない
大切な人を守る思いやりの日常生活

農地転用は許可が必要です！ ～まずは農業委員会へ相談を～

農地転用に関する法律

農地の転用に関する法律には、**農地法**（農業委員会対応）と**農振法**（農政部農政室農村振興課対応）の２つの法律があります。それぞれに申請し、許可を受ける必要がありますが、ここでは農地法について説明します。

◆農地転用ってなに？

農地に農家住宅や牛舎・格納庫等の農業用施設を建設したり砂利を採取するなど、農地を農地以外の用途に使うことを**「農地転用」**といい、実施前に農業委員会の許可が必要となります。

◆農地を転用できない施設は？

農地法では、農地を農業に資する施設（農家住宅、牛舎・格納庫等の農業用施設）以外に転用することはできません。特に太陽光発電設備の設置のための農地転用は許可されませんので、計画されている方は、農業委員会で農地か非農地かの確認をしてください。

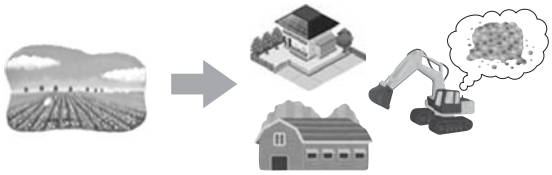

◆申請から許可までには期間を要します

農地転用の許可は、農業委員会総会での審議や、申請内容により北海道農業会議への意見聴取が必要な場合があります。

また、転用予定地が農振法の農用地区域に含まれている場合は、用途変更や除外などの手続きが必要となります。

これらの手続き等には６か月以上の期間がかかる場合もありますので、お早めにご相談ください。

◆許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら？

無断で農地転用したり、事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等を命令される場合があります。

（農地法第51条）

また、次の罰則の適用があります。

個人の場合、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金（農地法第64条）
法人の場合、１億円以下の罰金（農地法第67条）

◆農業者年金や納税猶予に影響があります

農業者年金受給者や相続税・贈与税等の納税猶予を受けている方は、手続きが必要になることがあります。

場合によっては、転用により年金が停止したり、猶予されている税が確定して支払いが生じたりすることがありますので、農業委員会へご相談ください。

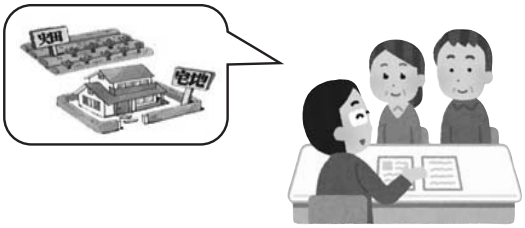

【問合せ先】農業委員会　TEL0155-65-4224

小林・中道司法書士
土地家屋調査士事務所
代表　小林 千修（カズノブ）

業務内容

土地・建物・会社登記・遺言
公正証書作成代行・相続手続
裁判書類作成・測量設計
農地申請
（現況証明・農地法３条, 4条, 5条・農地転用）
各種相談

〒080-0804　帯広市東４条南22丁目15番地
TEL(0155)23－5865番
FAX(0155)25－3699番

農作業事故に注意！

秋の収穫時期は、農作業事故が多く発生しています。

声をかけあって安全確認を行い、事故を防ぎましょう！

中谷敏明会長が「道農業会議副会長」に就任！

令和2年6月18日に開催された北海道農業会議理事会において、帯広市農業委員会の中谷敏明会長が北海道農業会議の代表理事副会長に再任され就任しました。

農地パトロールを実施しています！

農業委員会では、５月から11月まで月２回、地区を決めて農地パトロールを行い、地域での農地利用の確認や遊休地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見に努めています。

農業委員視察研修の報告

令和2年2月4日から7日の日程で福岡県、山口県の4か所の法人で視察研修を行いました。

今回は、中谷敏明会長を団長に、吉田宏一委員、堀口宏敏委員、荒川満雄委員、廣瀬智美委員、中村博志委員、丸谷友姫委員、合歓垣利隆委員、事務局職員の9名が参加しました。

福岡県では、いちごや電照菊などの園芸品目を主力に加工品生産や就農支援にも力を入れているＪＡふくおか八女と、はかた地鶏の生産・加工や九州大学と連携した付加価値研究を行うなど地鶏販売に力を入れている農事組合法人福栄組合を訪問しました。

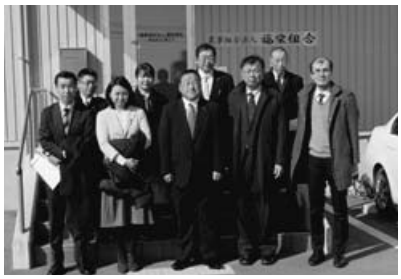

山口県では、1日1万5千束のネギを生産し、パート従業員を大切にした職場づくりや外国人研修生の受入れに取り組む有限会社グリーンハウスと、あまり見なくなったビン牛乳へのこだわりと生産物残渣を利用したバイオマス施設を設置したやまぐち県酪乳業株式会社を訪問しました。

今後の農業委員活動に大変有意義な視察研修となりました。

女性農業委員の活動

「女性農業委員等活動強化研修会」

令和2年1月20日、札幌市で行われた女性農業委員等活動強化研修会に出席しました。

講演は「農村社会における女性の活躍について」と題して慶應義塾大学大学院ＳＤＭ研究科の特任教授である林美香子氏と「女性農業者・農業委員としての活動について」と題して、新冠町農業委員会の農業委員である佐々木碧氏よりお話を伺いました。

林氏は、これからの農業委員には多様性、男女共に日本を変える意識を持つこと、そして女性の視点の大切さを訴えていました。

また、佐々木氏は家業である農家を継ぎ、就農5年目の26歳で全国最年少の農業委員になり、模索しながらも農業を楽しむ姿を伝えたいと、熱い思いを語ってくれました。

終了後は、十勝管内の女性農業委員で研修会の感想等を語らいました。

（丸谷友姫委員）

「十勝農業委員会連合会女性農業委員研修会」

令和2年2月21日、士幌町総合研修センターで研修会が開催され、十勝管内の女性農業委員10名が集まりました。

研修会では、北海道農業会議の幡野千春氏より「農業者年金制度と家族協定」について講演があり、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になることや政策支援加入による保険料の国庫補助があることなどのお話を伺いました。

また、士幌町の道の駅「ピア21しほろ」の飲食受託者である株式会社atLOCAL代表取締役の堀田悠希氏より「地域を巻き込み、地域の魅力を発信していく～道の駅を通じて～」をテーマに講演いただきました。

初めての事に苦悩しながらも、関わる方の感性やアイデア、スキルなどを生かして、地域の価値・魅力を見える化し発信していることなどのお話を伺いました。

研修後は、堀田氏が運営する道の駅の食堂で、昼食をとりながら講師を交えて交流を深め、意見交換や近況報告などを行ない、有意義な研修会となりました。

（廣瀬智美委員）

農家のための農業者年金

農業従事者なら誰でも加入できます。

①年間60日以上農業に従事している。
②国民年金の第1号被保険者である。
③年齢は20歳以上60歳未満である。

農業者年金に加入して、安心で豊かな老後生活に備えましょう！

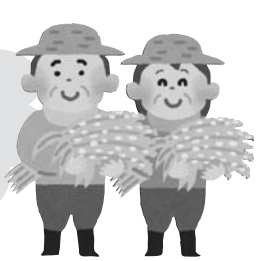

老後の生活をしっかりカバーします。

・高齢農家の家計費は夫婦２人で月額約24万円必要（総務省家計調査より）ですが、国民年金の支給額は夫婦で月額約13万円です。この不足分を農業者年金がカバーします。

農業者年金に加入すれば　～農業者年金の支給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料給付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	75万円	63万円	1614万円	1704万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1071万円	1131万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	634万円	670万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	283万円	299万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額２万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の17年間（平成30年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.82%です。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和２年度は0.20%となっています。
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

・農業者年金の給付には、自分が支払った保険料の積み立てによる**農業者老齢年金**と、国庫補助（政策支援）の積み立てによる**特例付加年金**とがあり、原則65歳から（特例付加年金は、農業者年金に20年以上加入し、さらに経営継承をすることが必要。）生涯支給されます。

保険料の手厚い国庫補助

次の３つの要件を満たす方が、最長20年（35歳以上は10年）の国庫補助（政策支援）を受けることができます。

①60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれる。（39歳までに加入）
②農業所得（配偶者や後継者の場合は、支払いを受けた給料等）が900万円以下。
③右の「保険料の国庫補助対象者の補助額」の表の必要要件に該当する。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な条件	国庫補助額 35歳未満	国庫補助額 35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分１又は２の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、３年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	―

◎保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は２万円で固定され、加入者が負担する保険料は２万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

保険料は自由に選択

保険料は、自由に選択（月額２万円から６万７千円の間で千円単位）でき、途中で見直しもできます。（月単位で変更できます。）

税制面でも大きな優遇

その年に支払った保険料の全額が所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になり、節税効果があります。

農業者年金に関するご相談・お問合せは
農業委員会（TEL0155-65-4224）又は各ＪＡへ

農業者年金基金 理事長賞 受賞

令和元年度の39歳以下の新規加入者数が全国で７位となり「独立行政法人農業者年金基金理事長賞」をいただきました。

農地の相続税や贈与税の納税猶予を受けられている方へ

相続税や贈与税の納税猶予の適用を受けている農地については、取り扱いに制限が設けられています。

以下に該当する場合、納税猶予が打ち切られ、**納税猶予されていた相続税または贈与税に利子税を加算して納税**することとなりますので、ご注意ください。

※不動産取得税の納税猶予を受けている場合についても、同様です。

相　続　税	贈　与　税
納税猶予期限前に以下に該当する場合	贈与者または後継者が死亡する前に以下に該当する場合
①納税猶予の適用を受けている農地等について、売渡しや貸付け、転用又は耕作の放棄があった場合 ②農業経営を廃止した場合 ③継続届出書を提出しなかった場合（３年ごとに税務署へ提出が必要です） ※特定貸付けなど例外となる場合があります	

農業者年金（経営移譲・特例付加）を受給されている方へ

経営移譲により「経営移譲年金（旧制度）」「特例付加年金（新制度）」を受給されている方は、農地の所有に制限が設けられています。

以下に該当する場合は、該当している期間、経営移譲年金または特例付加年金の支給が停止されますので、**特に農地の取得や処分などをお考えの際は、必ず事前に農業委員会にご相談ください。**

また、支給停止事由に該当する場合は、速やかにお近くのＪＡで届出をしてください。届出が遅れると年金が引き続いて支給され、**受け取りすぎた年金を返還**することとなります。

経営移譲年金の支給停止	特例付加年金の支給停止
①農地等を相続したり、買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還などにより、農地の権利名義を取得して農業経営を再開したとき ②農地所有適格法人の組合員や社員または株主となったとき ③特定処分対象農地等（経営移譲時に後継者に貸借した農地）の返還を受けたとき ④特定処分対象農地等を受給権者に返還せず、後継者が使用収益権を移転・設定したとき	①農地等を相続したり、買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還などにより、農地の権利名義を取得して農業経営を再開したとき ②経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等または特定農業用施設の返還から１年経過したとき ③経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等または特定農業用施設を転用・転用目的で処分、または受給権者に返還せず、譲受後継者が移転・設定したとき ④経営継承で譲受後継者へ使用収益権の設定をした農地等について返還を受け、農業委員会の利用意向調査を受けたとき
※支給停止の状態が消滅した場合は、届出により再度支給されます	

農業者年金 現況届未提出の方へ

農業者年金を受給されている方は、毎年、現況届を提出する必要があります。

まだ提出されていない方は、至急提出してください。

用紙が見当たらない場合は、農業委員会までご連絡ください。

（連絡先　0155-65-4224）

㈲堀内測量事務所

代表取締役　堀内　勝

〒089-1182　帯広市川西町基線58番地4
ＴＥＬ(0155)59－2707
ＦＡＸ(0155)59－2447

業務内容
・測量業務【公共測量・農地境界測量・分筆測量
基準点測量（GPS）・地形測量・水準測量】
・農業委員会に申請する書類作成業務一式
・法務局に申請する表示登記に関する書類作成業務一式

帯広市農業者結婚推進協議会の活動報告

「笑って語って最高の時間　銀世界で農業青年とワカサギ釣りinサホロ」を開催しました!

令和２年１月26日に農業青年交流会を開催し、農業青年10名と女性３名が参加しました。

今回はサホロ湖でワカサギ釣りを行い、釣れた喜びや、その場で天ぷらにしておいしくいただいた体験を参加者同士で共有し、氷上の銀世界を満喫するものとなりました。

その後、市内の「リゾッテリア　コバトヤ」に会場を移し、ワカサギ釣りの思い出や、ゲームを交えて歓談し、楽しい時間を過ごしました。交流会後のアンケートでは、多くの参加者が気になる相手と連絡先の交換を行なったとの回答があり、実りある交流会となりました。

「ダンディーファーマーと大人のバレンタインパーティー」を開催しました!

令和２年２月14日に35歳以上の農業青年５名と女性８名が参加した交流会を開催しました。

会場となった市内の「マンマピッツァカフェ」で地元食材を使ったオシャレな料理を囲み、司会進行をお願いした「ai−kotoba」代表の米澤愛さん（FM−JAGAパーソナリティ）には、参加者の歓談が盛り上がるよう様々な趣向を凝らした交流会にしていただきました。

多くの参加者がお互い親しく交流できたと大変好評を頂いた交流会となり、参加された皆さんの今後の進展が楽しみです!!

コミュニケーション講座から

本協議会では、交流会に参加される農業青年の皆さんがより良いコミュニケーションを取れるよう講座を開催しました。

今回は、その中から3つのポイントをご紹介します。

①相手との会話では、返答がはい・いいえで終わる質問ではなく、5W2Hを意識した質問を投げかけると良い。

②時間内で自分をプレゼンするには「相手の目を見て話す」「くじけずに話しかける」「女性に話しをさせる」「優しいうなづき、あいづち」「自分の話は長くなりすぎない」などが有効。

③女性が求めるものは「安心感」と「安全性」。
女性の心に響く言葉を添えて伝えることがベスト。

5W2H

When	いつ
Where	どこで
Who	だれが
What	何を
How	どうする
Why	なぜ
How	どうやって

編集後記

十勝平野は、４月上旬に雪がなくなり春が早いと思われたが、小雨の日が多く日高山脈も例年になく残雪があり、思いのほか気温、地温が上がらない中の作業スタートとなりました。

今年は、例年とは違い新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、多くの国の経済が冷え込み、国内においても各種行事等が中止になる中、真夏でもマスクと消毒液が必須と、我々が経験したことがない時代に入ったように思われます。早急な治療薬、ワクチンの開発が望まれるところです。

また、東アフリカ地方で大量発生しているサバクトビバッタにより、２５００万人が深刻な食糧不足に陥っている状態にあります。

過去に十勝地方でもハネナガフキバッタの大量発生により作物に被害がでた経過があり、今後も地球温暖化に個々が気をつけなければならない問題です。

小麦の収穫作業も終了し、秋に向けて豊穣の年になる事を願いつつ、健康に留意して頑張りましょう。

（だより編集委員　合歓垣　利隆）

◇新任職員のお知らせ◇

令和２年４月１日付

事務局次長	滝沢	仁
農地係　係長	佐々木	正人
農地係　係員	船曳	百音

農業委員会だより編集委員会

委員長	廣瀬 文彦
副委員長	岩城 利寛
委員	合歓垣 利隆
委員	野原 幸治
委員	兒玉 康英
委員	荒川 満雄
委員	廣瀬 智美
委員	尾関 健一
委員	丸谷 友姫

全国農業新聞　全国農業新聞を購読しましょう！

お申し込はお近くの農業委員又は農業委員会へ
（発行日：毎週金曜日、購読料：月700円）